

(13)

日本建築学会計画系論文

日本建築学会計画系論文集

近世城郭の文化財保護と保存・活用の変遷に関する考察

徐旺佑（東京藝術大学大学院文化財保存学専攻 博士課程）

国史跡 古代城跡 28 件、中世城跡 125 件、近世城跡 66 件 計 219 件

近世城郭は城郭の建造物の復元や公園のような整備は行われている

明治維新後の旧物破壊の風潮や戦争などによる歴史的記念物の破壊

本来の機能を失った後、近代に入ってすぐに文化財としての価値が認識されなかつたため

有形文化財の保護 明治 30 年(1897)古社寺保存法

史蹟の保護 大正 8 年(1919)史蹟名勝天然記念物保存法

→文化財保護 昭和 25 年(1950) 文化財保護法

城郭の遺構の修理や復旧の記録 昭和 40 年(1965)国指定史跡環境整備事業 以降

1950 年代 天守や櫓、橋などの復元工事

1965 年以降 石垣の修理・復旧事業が見られるようになった

1970 年代 保存整備計画

1979 年 史跡等保存管理計画策定費国庫補助要項

1970 年代以前 近世城郭は公園として利用

近世城郭の文化財保護と保存・活用の変遷に関する考察

—歴史的記念物の保存・活用の変遷に関する研究 その1—

CONSIDERATION ON THE CHANGE OF THE CULTURAL PROPERTIES PROTECTION AND PRESERVATION, PRACTICAL USE OF CASTLES IN EDO PERIOD — A research on changes the theory of maintenance in historic sites Part 1 —

徐 旺 佑*

Wangwoo SUH

It is the representative example that the castle walked it with the history of the modern cultural properties protection as a historic spot in the modern times, and it is the example of the park of historic interest in modern times, but there are extremely few places where it may be said that the maintenance was over.

This study considered it about the historical park and the change of the use patterns that the change of a preservation and the idea of practical use, the characteristic performed in a castle in the modern times before the full-scale business of "preservation and maintenance about the historic spot" of 1965 enforcing it after the abandoned castle of modern times castle appointed to a history of nation trace.

As for the reconstruction maintenance, as for the element of the point such as the building, the space of the circle that used the reconstruction as a garden of the parks moves to the reconstruction of an open space and the building, but suitable correspondence is late by the reason of the use as the park about the tree in the castle. In addition, it is clear to be the obstacle which is covered the scene as the historic spots such as Ishigaki or the building and the tree which became higher, and fail even if it planted a tree by a plan.

Keywords : Cultural properties, historic sites, castle, historical park, maintenance

文化財、史跡、近世城郭、公園、整備

1. はじめに

近年、日本の史跡、特に近世城郭においては、熊本城跡や名古屋城跡での大書院復元など、大規模建造物の復元整備が行われている。そもそも近世城郭は他の史跡と異なり、調査研究を通じた城郭の建造物の復元や公園のような整備は行われているが、史跡としての保存整備は必ずしも進んでいるとはいえない。

明治維新後の旧物破壊の風潮や戦争などによる歴史的記念物の破壊において、近世城郭も例外ではなかったことはあらためて繰り返す必要はない。とくに、そのほとんどが都市中枢に位置していたため、開発によるさまざまな被害を受けてきた。このことは、近世城郭が本来の機能を失った後、近代に入ってすぐに文化財としての価値が認識されなかつたためと考えられる。しかし、その後も現在に至るまで破壊、開発、保護、整備等、近世城郭ではさまざまな行為が行われてきた。

文化財保護の過程において、有形文化財の保護は1897(M30)年の「古社寺保存法」の制定にはじまる。史跡の保護は遅れて1919(T8)年「史蹟名勝天然紀念物保存法」の制定からで、1950(S25)年の「文化財保護法」の制定から近年の改正に至るまで、その保存と整備・活用は様々な考え方で取組まれてきた。近世城郭は1922(T12)年の五稜郭(北海道)の史跡指定以後、文化財指定や天守などの建造物の

再建、整備などが着実に行われてきた。こうした近世城郭に対する一連の流れからは、史跡が本来の機能を失ってから文化財としての保護や保存に至るまでの経緯、その価値に対する認識の変化、活用方法の変化などを理解することができる。

そこで、本論は近世城郭跡を対象として、利用形態や価値評価の視点の変化とそれに基づく保存・整備と活用の方法を考究することを目的とする。本論では、①廃城以後の史跡指定、整備事業に至るまでの過程、②史跡指定から保存整備事業化までの通史的変化の分析、③史跡としての保存と整備・活用等による内容について分析する。

対象は、国史跡に指定された近世城郭のうち、明治期に廃城となったものとするが、都市との関係や利用方法の変化を明らかにするため、山城を除いた^{注1)}。これらの城跡に対して、廃城以後の公園としての利用とその変遷、公園計画の内容等について、各教育委員会の文化財担当者にアンケート調査を行った。同時に保存整備計画などの報告書、資料等を分析し、それらをもとに史跡としての保存・整備に及ぼした影響などを考察する。

2. 文化財としての近世城郭の状況

国史跡には、古代城跡が28件、中世城跡が125件、近世城跡が66件、計219件が指定されている^{注2)}。近世城郭のうち、本論の対

* 東京藝術大学大学院文化財保存学専攻 博士課程・工修

Graduate Student, Tokyo University of the Arts, M. Eng.

象は先に述べた視点から表1となる。表1は資料やアンケート調査をもとに城址公園化の時期、史跡保存整備事業、保存整備等計画策定などについて史跡指定日の順に整理したものである。

これらの城郭は、ほとんどが廃城^(注3)以後に公園として利用されることになった。そのうち最も早いのは高知城であって、1872(M5)年1月14日、廃城が決定した後、3月31日に公園の申請が行われ、1873(M6)年には名勝公園の高知公園として開放された。

田中正氏は、日本の公園を論究したなかで、1873(M6)年1月の太政官第一六号の公園開設に関する布告には、「歓風都市の建設」、「遊観所の安堵」、「封建時代の跡地処理」という明治政府の意図があったと指摘している^(注4)。明治初期の城郭の開放について、田中正氏は現在残っている記念碑などから高知城、高遠城、弘前城の公園化の意義を分析している。それらによると、高知城は公園開設に関する太政官第一六号の布告直後の同年3月に高知公園申請が行われており、廃城後の城郭の処理に迷っていた関係者に新たな方向を与えたと推察している。

高知城に続いて、1876(M9)年に高遠城が、1878(M11)年に松前城、1886(M19)に上野城などが次々と公園になっている。近世城郭のほとんどは都市の中枢部という立地特性や景観も良好であり、かつその上からの眺望も絶好であった。少し手を加えれば名勝の公園への転換が可能であったのは、高知城に限らず近世城郭の特徴が最大限に生かされた結果と思われる。こうして近世城郭は、しばらく城址公園として利用されていったが、後述のように1900年代初めになると近代的な公園計画が立案されるようになった。なお、表1の国史跡のほとんどは、廃城から公園に至るまでの間に官公庁や教育施設、鎮台などの軍施設に用いられた時期があるが、建造物以外の構造物の破壊は免れ、城郭の主体部に大きな変化はなかった^(注5)。ただし、廃城後の公園は本丸や二の丸などの城郭の中心部を主に計画され、そこから外れた三の丸などの外側の城郭には公共施設や運動場が置かれるようになった。これらは現在の史跡指定の範囲が縮小されてしまった要因となった。

一方、史跡としての近世城郭の指定は、1919(T8)年に制定された「史

表1 調査対象の城郭 (史跡指定年順)

名称	廃城	城址公園化	史跡指定	天守等復原	史跡等保存整備事業(初年度、注1)	保存整備等の計画策定(注2)	他の国庫補助整備事業(注3)
1 姫路城	1871	1912(T元)	1928	現存	1965	1969、1986、2008	
2 松本城	1871	1953(S28)	1930	現存	1969、1979(発掘調査)	1953、1977(公園計画)、1999	
3 和歌山城	1871	1901(M34)	1931	1958	1955(一致)	1993、1995	
4 名古屋城	1871	1911(S6)	1932	1959	1956	2006	
5 熊本城	1874	1948(S23)	1933	1960	1956(一致)	1966(公園整備)、1983、1997	
6 松江城	1871	1927(S2)	1934	現存	1959、1967	1993	
7 長岡城	1872			1934	1995	—	
8 上田城	1874	1886(M18)	1934	・	1980、1990	1991	
9 若松城	1874	1917(T6)	1934	1965	1984	1917(公園整備)、1994、1997	
10 松前城	1875	1878(M11)	1935	1960	1976	1979、1997、2007(館城跡)	1999~2002、「ふるさと歴史の広場」事業
11 盛岡城	1871	1906(M39)	1937	・	1984(一致)	1991	
12 宇和島城	1871	1949頃	1937	現存	1975、1997	—	
13 小田原城	1871	1950頃	1938	1960	1971(一致、発掘調査)	1976、80、82、86、87、93	
14 彦根城	1874	1944(S19)	1951	現存	1972、2007	1983*、1992	
15 萩城	1874	1944(S19)	1951	・	1985	—	
16 弘前城	1871	1897(M28)	1952	現存	1985	1978*、1988*、2005*	
17 松山城	1873	城山公園	1952	現存	1986	—	
18 大坂城	1868	1931(S6)	1953	1931	1965	—	
19 丸亀城	1871	1919(T8)	1953	現存	1986、1991	1988、1997	
20 広島城	1874	中央公園	1953	1958	1967	—	
21 高松城	1869	1948(S23)	1955	・	1965、1988	1995、1996、2004	
22 篠山城	1871	1953(S28)	1956	・	1966(一致)	1971、1978、1986、1999	
23 福岡城	1871	1948(S23)	1957	・	1985、1971	2006	2006~2008 まちづくり交付金
24 鳥取城	1871	1922(T11)	1957	・	—	1997	
25 高知城	1871	1873(M6)	1959	現存	1965	1982	
26 人吉城	1871	1963頃	1961	・	1963、1965(一致、災害復旧)	1985、1993、2008	
27 津山城	1873	1900(M30)	1963	1936	1966(一致)	1988、1998、2007	2001~2002 地方歴史跡等総合整備事業 2003~2005 史跡等総合整備活用推進事業
28 福山城	1874	1874(M7)	1964	1966	1965	—	
29 上野城	1871	1886(M19)	1967	1935	1972、1980	1994、1997、2001	
30 赤穂城	1873	1952(S27)	1971	・	1974(一致)	1978、1982、1996、1998	
31 高遠城	1872	1876(M9)	1973	・	1979(一致、蔭松解体修理)、2001	1988*、2000、2005	
32 松代城	1873	1904(M37)	1981	・	1983(土地公有化)、1985	1984、1990、1994、2002	1999 史跡等活用特別事業など
33 横須賀城	1869	・	1981	・	1982	1984、1999	
34 加納城	1871	1957(S32)	1983	・	—	2002、2004	
35 山形城	1871	1948(S23)	1986	・	1979(堀築水)、1987	1996(00.07見直し)	2005~史跡等総合整備活用推進事業
36 岡山城	1873	1948(S23)	1987	1966	1992(一致)	1993	
37 金石城	1873	1990(H2)	1995	・	—	1995	
38 津本城	1871	・	1999	1929	—	2002	
39 仙台城	1871	1946(S21)	2003	・	2003(一致、災害復旧)	2004、2005	
40 新宮城	1873	1985(S60)	2003	・	2004	—	
41 明石城	1874	1918(T7)	2004	・	1995(災害復旧、建設省)	—	
42 佐土原城	1870	・	2004	・	—	—	
43 米子城	1871	1933(S8)	2006	・	1983、2001(災害復旧、建設省)	—	
44 雄島城	1869	1906(M39)	2006	・	—	—	

注1「史跡等のてびき」資料編とアンケート調査を参考に事業初年度のみを記録した。

『史跡等のてびき』の記録による国庫補助事業は太字で表記し、事業初年度が調査の両方一致したところは(一致)を付け記した。

『史跡等のてびき』には事業の内容についての記録がなく、アンケート調査を基に事業内容を書いた。石垣等の遺構に関する事業については記録しなかった。

注2 国庫補助を受けて保存整備計画等の樹立を行われた年度は*をつけた。

注3 他の整備事業はアンケートに答えるとともに整理した。なお、「国宝重要文化財保存整備事業」、建設省の「公園事業費補助」、「災害復旧事業」等による建造物の修理・復元は除いた。

「蹟名勝天然紀念物保存法」によって行われた。1922(T11)年に指定された日本初の西洋式城郭である五稜郭跡(北海道)が最初である。その後、姫路城が1928年に指定されるなど、他の城郭も順次指定された。表1の1姫路城から6松江城のように、初期の文化財指定は天守閣などの建造物が残っていた城郭を中心に行われていたことが知られる。ただし、彦根城、弘前城、松山城、丸亀城、高知城の指定時期をみると、次第に天守閣の有無に関係なく、保存措置が図られていったと考えられる。当時、地元の城址保存会のような組織があったところもある。また国宝保存法により城郭建造物が文化財指定を受けていた場合など、史跡の保存・整備よりも建造物の保存修理工事が主に行われていた。

こうしてみると、近世城郭は「国宝保存法」の制定に至るまで、建造物の有形文化財として認識されていたと思われる。1970年代に刊行された近世城郭跡の保存整備計画書にも、それまでの主要な整備が天守閣の修理、復元などを〇〇城の修理、完成と記録している⁵⁸⁾。石垣などの遺構物に対する近年の保存整備事業は、国庫補助事業がはじまった1965年以後に、ようやく本格的に行われるようになつた(表1、史跡等保存整備事業)。つまり、「史蹟名勝天然紀念物保存法」の段階より、近世城郭の主体は天守閣という認識が強かつたと推察され、従つて史跡としての保存・整備より天守閣等の建造物の復元が先行されたと考えられる。

3. 明治・大正期における近代公園としての整備の実態

ここで、明治・大正期に近世城郭がどのように公園として整備されたのか、その具体像を分析する。

ほとんどの近世城郭においては、1873(M6)年の存廃の処分があつた前後に建造物が払い下げられ取壊された。ただし、松本城や松江城のように保存会が結成された場合や、払い下げ後の多額の解体費用のために取壊しを免れた場合など、近世城郭の建造物は特別な事情によって例外的に残された。

こうした明治初期、若松城では取壊しを惜しむ市民の請願により1874(M7)年4月に博覧会が開かれ、その後7月にすべての建造物が

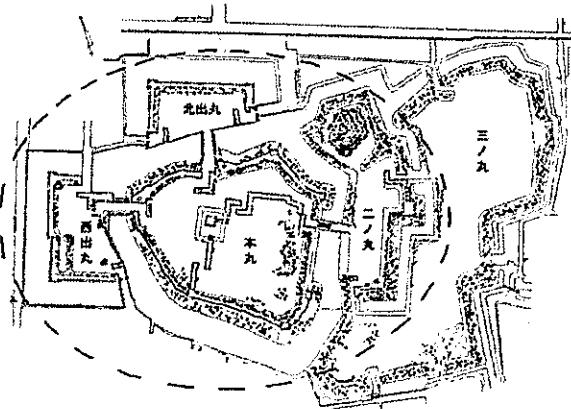


図1 若松旧城郭之図(明治 11 年、点線内が大正 6 年の公園計画対象地)

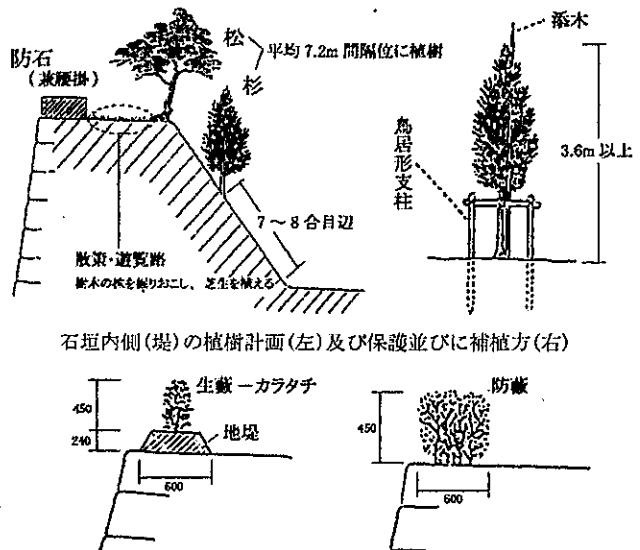


図2 若松公園における共通設計(大正 6 年、若松公園設計方針)

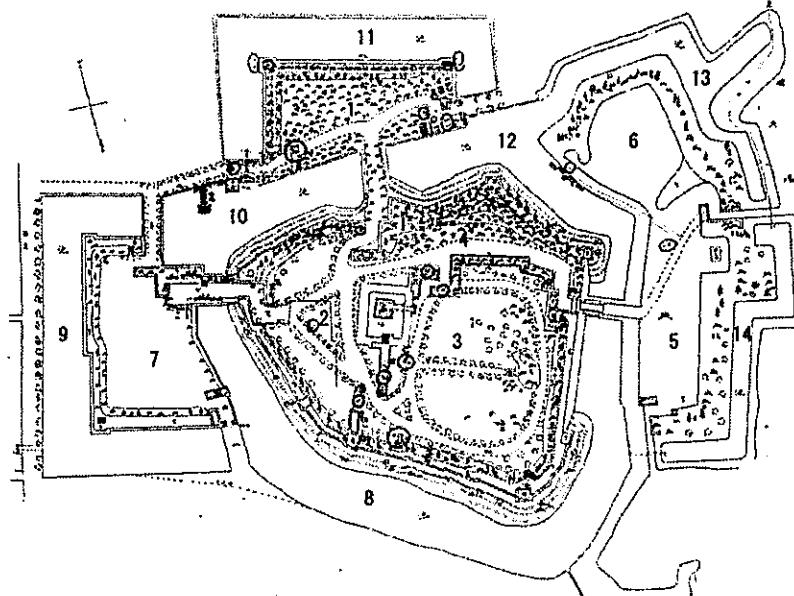


図3 大正 6 年の若松城の公園計画図(左)と設計の主な内容(右)
(若松公園設計方針、本多静六)

若松公園設計方針の主な内容

1. 入口の石垣を取り除き、桐を取除き、新たな園路を計画。
2. 入口の石垣を取り除き、堤上に上がる石段設置および内方に芝を張付ける。
3. 天守跡の石垣を修理する。
4. 桜並木、芝生、便所を移して設置、腰掛設置(休憩所)井戸を埋める。
5. もみじとはぎの計画
6. (二の丸) 土塁(堤)一部を撤去 果樹園兼花卉園、動物を飼養
7. (当時中学校体操場) 石垣撤去、腰掛設置(休憩所)
8. 堤を撤去して堀をつなぐ。舟遊場兼水泳場とする。茶屋、舟亭を置く。
9. 鯉、緋鯉を放養

共通計画

- 1) 桐の取除き、松・杉・桜・並木(松、桜)等の植樹・捕植
- 2) 石垣の上部は防柵(石など)設置、石垣設置
- 3) 便所や腰掛設置、
- 4) 流水計画
- 5) 鯉、緋鯉を放養

取壊された⁹⁾。他にも上野城では 1874(M7)年、徳島城では 1872(M5)年に博覧会が開催された後、建造物を解体したことが記録から確認できる¹⁰⁾。こうした動向は、取壊しの前に市民の関心に配慮したことによると考えられる。時代的な状況により取壊しの運命となつたが、城郭とその建造物に対する一般市民の高い関心度を示していると思われる。

建造物と城址が払い下げられた後、一部の石垣は河川などの修理・補修のために破壊された。三の丸や外堀は埋立てられ、市街地化が進められたが、本丸を中心とした城跡の中心部は公園として利用されることになった。

前述のように高知城は、他の城郭より最も早く 1873(M6)年に高知公園として市民に開放された。田中正大氏は、1874(M7)年 3月より同 8年 5月まで、多くの櫓や塀をこわし、樹木を伐り、草花を植栽する公園造成を行ったと分析しており、普通は城内に植えない桜も桜山を造成して庭園としたと指摘している。

これ以後、松前城(1878、M11)、上野城(1886、M19)、弘前城(1895、M28)、津山城(1900、M33)、松代城(1904、M37)、盛岡城、徳島城(以上 1906、M39)、姫路城(1912、T元)、和歌山城(1915、T4)、若松城(1917、T6)、明石城(1918、T7)、丸亀城(1919、T8)、鳥取城(1922、T11)が次々と城址公園になった。これらのうち、若松城、和歌山城、高知城、明石城などには明治末・大正期の公園計画に関する記録が残っている。つぎに、当時の状況や計画の特徴を具体的に分析する。

若松城は、1903(M36)年に城内的一部を会津若松市の公園とした。1917(T6)年には東京帝国大学農科大学教授であった本多静六によって「若松公園設計方針」が計画された。この内容を分析すると、空間的には区域を分節して庭園や果樹園、動物の飼養場、運動場や運動機械などを配置しようとする計画としていた。樹木については、すでに植えられていた桐をすべて取り除いて園路の設置を計画し、松・杉・桜などの庭園や並木を植樹するものであった。こうした植樹計画は土壌上面内側と斜面などの場所から樹木の種類、高さ、植樹距離まで徹密になされている(図 2、3)。

石垣の上面は散策路として計画され、上面に登る石段も設けられた。石垣上面の外側には、防柵として藪や防石を置き、防落の防止と腰掛を兼ねるようにしていた。内側の斜面には松や杉の植樹を計画し、木の高さや植樹の間まで詳細に設計していた(図 2)。

この「若松公園設計方針」は、歴史的記念物(史跡)の保存と遊園地(都市公園)としての整備という二つの目的が共存することを設計の方針としている¹¹⁾。しかし、石垣は散策路の安全のための復旧や修理が行われたのみで、天守閣跡等も従来のままであり、積極的な復旧保存の処置などの措置が行われなかつた。具体的には、歴史的記念物である城の堀、石垣、見附、天守閣跡等は旧状のままに保存し、記念物として保存する必要のない小部分の石垣に限り、遊園地としての必要に応じて撤去することで、改良後であつても旧形状が想像できるように計画していると記録されている。

本多静六は、1915(T4)年に「和歌山公園改良計画案」と題した和歌山城の公園計画も策定した。若松城の場合と整備内容の差異はほとんどなく、歴史的記念物と遊園地の二つの要素を共に活用することを基本方針とし、記念物として保存するために、公園整備の必要に応じた部分に限り掘を埋め、石垣の一部を撤去するようにしている。旧馬場跡を運動場とし、南の広場には梅林並びに桃林を、岡口門より南の丸には桜を主景として植樹し、日本式庭園の復旧などを図っていた。他にも松の補植、花壇の設置、既存にあった茶屋や便所の撤去・移転、石垣には斜面をつくり石段を設け、他の公園施設であるベンチなどの設置、堀では鯉、緋鯉などを放養するなど、大体において若松城と変わらない計画内容となっている¹²⁾。

次に、公園計画の具体的な内容が分析できる事例として盛岡城や高知城、明石城がある。これらは明治末期から大正期にかけて長岡安平が計画した図面が残っている。日本人初の公園デザイナーと呼ばれ、明治初期から大正にかけて東京府の公園係長などとして活躍した長岡安平は東京都の飛鳥山公園の改修計画(1878、M11)や浅草公園の設計から台ノ湯温泉地設計(岩手県、1922、T11)まで幅広く近代公園の設計を手掛けた¹³⁾。

長岡安平は岩手県からの依頼で 1903 年に「巣手縣公園計画」を計画し、盛岡城跡は 1906 年に公園として開園した。この設計図をみると、主に植樹計画と園路の計画が描かれており(図 4)、若松城や和歌山城と同じように空間的に区域を分節した計画内容と判断される。

明石城は 1876(M9)年の廢城後、建造物が民間に払い下げられた。1881(M14)年には学校建築の用材とすべく、本丸の良木の解体が行われた。こうした動向に対し旧藩士らが城内の現状保存のため、城址を公園として保存活用する公園開設願いを県に出願し、1883 年

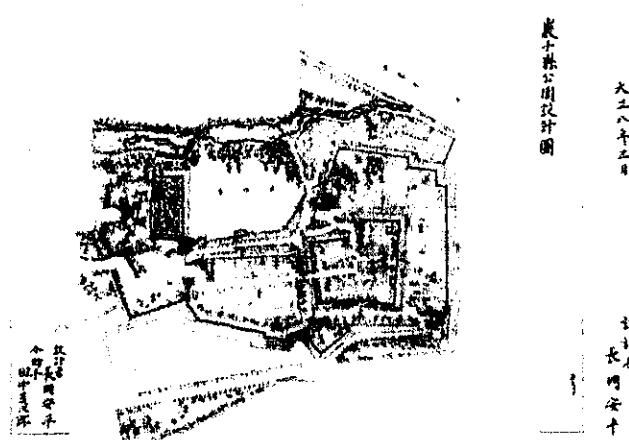


図4 明治末・大正期における長岡安平の公園計画図 (一部、(財)東京都公園協会所属)



明石城の公園設計図 2 次(大正 8 年)

に私設明石公園が開園することになった。1918(T7)年に県立明石公園となり^{注11)}、翌1919年には長岡安平が公園の現状を調査し、整備計画を設計した(図4)。この計画に基づいて整備が進められ、現在の姿に完成された。明石城跡の整備も、その内容は盛岡城跡とほぼ同じであり、植樹計画と園路計画が主体となっている。

盛岡城や明石城、高知城などから、長岡安平の計画を要約すると、ア)城郭を遊園、散策する対象に基づいて、区域を分け、梅林や桃林などの植樹から、並木、花壇までの計画となっている。

イ)盛岡城跡と高知城跡では、共に洋風庭園と石垣上部の防護と植樹計画が確認できる。土壘に上がる石の階段の設置もみられる。ウ)運動場や芝広場を計画し、新しい園路に休憩所、便所、腰掛などの公園施設を設置している。

これらのことから、これらの近世城郭跡にみえる現在の公園施設はこの頃の計画を基に現在まで至ったと考えられる^{注12)}。近世城郭跡に本來と違う植樹計画や園路、石垣上面に登る石段などもこの頃の設置を引き継ぐものと思われる。

これらは、1903年に最初の洋式公園として開園した日比谷公園の後に計画されたものであり、しかも日比谷公園の計画に参加した人の手によるものである。つまり、この頃から洋式公園計画が近世城郭跡の公園化に取り入れられるようになり、本格的な公園整備や管理が行われるようになったと考えられる。

なお、こうした中根部の近代公園整備に比べ、その計画から外れた三の丸などの外郭部は公共施設や運動場などが置かれたり、道路・線路の設置などの都市開発により破壊されたところが多くあった。

4. 文化財保護法以後の史跡整備

「国宝保存法」の制定により、国宝に指定された建造物は解体修理され、また門なども復元されたが、1945(S20)年頃の戦災によりその大多数が焼失してしまった。こうした建造物の被害は記録に残っているが、石垣などの構造物の被害の記録はない。戦後における城

表3 明治以後の小田原城の歴史

年度	内容
1870	廢城、天守閣と櫓の解体
1873	陸軍省直轄になる(存城になる)
□	蔵など建物の解体、御用廻が迷つ等
1923	関東大地震による天守台、本丸、二の丸などの石垣の崩壊
1929	二の丸：県立小田原高等女子学校が迷つ(堀の一部を埋立てる)
1932	二の丸の石垣復旧
1934	隅櫓を再建
1938	第一次史跡指定：二の丸、大正郭の一部
1950	本丸、屏風台：動物園、遊園地
1950	天守台石畳みを行なう、1952年完成
1959	第二次史跡指定：本丸、二の丸、選上土塁
1960	天守閣再建
1971	常磐木門再建、発掘調査、小田原城跡公園整備計画
1973	発掘調査
1975	小田原城跡公園整備計画
1976	遺跡小田原城跡保存管理計画策定報告書
1977	発掘調査(1978、1979)
1980	遺跡小田原城跡保存管理計画策定報告書(二)
1982	発掘調査、史跡小田原城跡整備の理念と方針
1983	発掘調査(二の丸住吉堀、本格的な史跡整備事業に着手する)
1984	発掘調査
1985	小田原城跡及び周辺環境整備調査報告書
1984	発掘調査
1987	発掘調査、
1989	住吉橋復原
1993	史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想

郭の造構の修理や復旧の記録は、1965年の「国指定史跡環境整備事業」が始まるまで見当たらない。構造物については、台風や洪水などによる石垣の崩落等の被害や、堤防の修理のために解体された記録は残っている。1950年代には主に天守や櫓、橋などの復元工事が行われたが、石垣の修理・復旧事業は1965年からようやく行われるようになつた。「文化財保護法」では、記念物について1954年、1975年、1996年、1999年に改正されたが^{注13)}、史跡としての指定や現状変更、既存に対する規制の措置などが主な内容であり、保存整備の推進とは直接関係していないと思われる。

近世城郭における保存整備計画は1970年代に入ってから策定されるようになつた。1979年に史跡の保存管理計画を策定するための国庫補助に関する「史跡等保存管理計画策定費国庫補助要項」が定められるなど、史跡の保存整備事業が本格的になつた。しかし、近世城郭史跡において保存管理計画の策定に国庫補助を受けたところはこれまで彦根城、弘前城、高遠城の3箇所にすぎない^{注14)}。

保存整備計画の策定が着手された1970年代以前まで、近世城郭は公園として利用されてきた。都市開発、震災により石垣が破壊・撤去されたり堀が埋立てられ、道路や建物などが建てられるなど文化財として保存の認識は必ずしも充分であったとはいわれない。そのため、公園としての利用範囲に含まれなかつた外郭部の三の丸などでは石垣や堀の構造物の取扱いが多かった。

ここで保存整備の推移と実態を把握するため、小田原城を実例に取り上げる。小田原城は1938年に国史跡に指定され、1950年頃に城跡公園となり、現在まで建造物の復原から石垣などの構造物までの修理・整備が活発に行われている。1975年の『小田原城址公園整備計画』には、「城址公園の整備に着手するために文化博覧会を開催し、動物園^{注14)}や遊園地等の施設もこのとき設置された」と記録されており、1950年前後に複合的な公園と整備された^{注15)}。1960年には天守閣が再建され、1971年再建された常磐木門とともに展望台や展示室、記念品販売所などの用いられるようになつた。発掘調査などの事業は1971年から行われたが、本格的な史跡整備事業は1982年に整備の理念と方針が確立してから行われるようになつた。このことは明治・大正期の公園整備と異なり、観光・商業地として観光客が訪れるよう整備が進んだことを示している^{注16)}。

このように小田原城は、明治・大正期の公園整備は行われていなかつて、城郭後の建造物の撤去から史跡としての整備事業が行われるまでの過程を示している典型的な事例といえる。

小田原城のほか、初期に策定された保存整備計画を通じ、都市の開発によるものとして、史跡内に民家及び民有地があることや役所、図書館などの公共施設が建てられていることなどが当時の近世城郭に内在した問題点として判明した。ほかに城郭を取り囲む道路建設などによる石垣及び堀などの造構物の破損、堀の汚れがあり、史跡指定地の境界が不明確で、境界標の未設置などが確認された。城郭内を公園として利用したことにより、明治以後に新しい計画された園路による史跡認識を誤解させること、一部の樹木による石垣の破損、樹木が生い茂り、城郭の原風景を覆い隠している状況、常緑樹が多く季節感が欠けられること、動物園、遊園地、売店などの公園建築物による景観を阻害などが各々の保存整備計画策定書に記されており、これらは共通の現状と問題点と確認できた。

このように時代の要求にあわせて、公園の性格や利用パターンな

どが変化したことにより、史跡としての近世城郭には残っていた石垣や堀などの遺構のみならず埋蔵遺構などにも被害を与えていた。現在、成長した樹木による石垣や土塁などの構造物の被害は、公園としての維持や礎石としての遺構の管理が適切に行われなかつたことが原因といえる。このことは今後の近世城郭の保存整備事業において、積極的な見直しを図るべき課題の一つであろう。

5. おわりに

本論では国史跡に指定された近世城郭に限定し、廃城から保存整備の本格的な事業が施行するまで、その利用形態の変遷や保存・活用の変遷、その特徴に関して考察した。

廃城となって本来の機能を失った近世城郭は、高知城を端緒に近代公園として存続する道が選択され、花見や遊戯などが楽しめる城址公園として整備され、さらに庭園や動物園なども造成された。本多静六、長岡安平など、近代の公園計画者による設計は閉鎖的な城郭空間に新たな利用方向を与えたが、一方で城郭本来の形態や空間の特徴を変化させてしまった。

この間、「史蹟名勝天然紀念物法」や「文化財保護法」によって保護措置は図られたが、指定時期に限らず、公園としての利用が重視された。こうした近代的な公園としての利用は、結果として現在の保存整備計画にも影響を与えることになり、その時の環境への整備や維持・補修に偏っていた。また既に公園としての利用目的は、当時の城郭の整備を画一化していた要因の一つであり、実質的に史跡としての価値が十分に認識されていなかったと思われる。

一方、文化財としての整備は1965年からの史跡に関する国庫補助事業により本格的に進められるようになった。しかし、その初期、1970年ごろから行われた発掘調査は建造物の復元やそれを実現することに目的があった。その後、史跡としての保存整備計画が策定されるようになつたが、すべての近世城郭で策定されているわけではなく、立地や規模などの諸条件を考慮しても、現時点では近世城郭の保存整備の方針が十分に確立していないと思われる。

このように、近世城郭は、近代における史跡の文化財保護の歴史のなかで、史跡の公園化という存続形態を歩んできた。確かに、近代的な公園としての整備は保護の手法のひとつになったものの、史跡としての整備が終わったといえるところは極めて少ない注17)。したがって、近世城郭の保存と保護は、その本質を通じて見極め、整備と活用の方法などもそれに伴って変容してきたことを把握したうえで、今後の保存整備計画を確立していく必要があろう。

なお、史跡の保存・管理・整備が本格的になった以後の具体的な計画と整備・活用のあり方については、個別に検証する必要がある。また、地方指定でありながら独自に行われたところの整備方法、あるいは建造物の復元を中心とした整備方法との比較が必要である。これらについては、今後の研究課題としたい。

謝辞

本研究は平成20年度笹川科学研究助成を受けて行われた。資料提供及び調査にご協力いただいた(財)東京都公園協会、各史跡の所在地の教育委員会の史跡整備担当者の各位、本稿の執筆にあたってご指導をいただいた上野勝久教授に、記して謝意を表する。

参考文献

- 1) 文化庁：史跡等整備のてびき、2004
- 2) 萩木豊：史跡整備と博物館、2006
- 3) 第4回全国城跡等石垣整備調査研究会資料集、2007
- 4) 文化庁：文化財保護法五十年史、2001
- 5) 文化財保護委員会：文化財保護の歩み、1960
- 6) 森山英一：明治維新廃城一覧、新人物往来社、pp30～156、1989
- 7) 長岡安平頸彰事業実行委員会：祖庭長岡安平、東京農大出版部、pp62～63、2000
- 8) 田中正大：日本の公園、鹿島出版会、pp109～113、1974
- 9) 若松市：若松公園設計方針、1917、史跡若松城跡保存整備のあり方について、1994
- 10) 小田原市：小田原城址公園整備計画報告書、1975、史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想、1993
- 11) 盛岡市：盛岡城跡I、1991
- 12) 和歌山市：史跡和歌山城保存管理計画書、1993

注

- 注1) 本論での調査の対象として近世城郭は、近世を通じて存在した城郭で、かつ明治維新後に廃城になったところとした。ただし、国史跡の近世城郭のうち、立地が都市部から離れている山城など22件は、対象としなかった。
- 注2) 『史跡名勝天然紀念物指定目録』(文化庁文化財部記念物課、2005)を参考にした。
- 注3) 明治期においての廃城は、明治初期の「廢藩置県」によるものと1873(M6)年の陸軍省による「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方」(以下、「存廃城令」)によるもの二つが混用して使われている。例えば、和歌山城の場合には「存廃城令」により、存城となっていたが、報告書などには「廢藩置県」により城郭としての機能がなくなった1871(M4)年を廃城になった年として記録している。したがって、本研究では報告書をもとに「廢藩置県」による廃城を主に記した。
- 注4) 『日本の公園』(田中正大、1974)、pp109～113と文献7)、pp62～63
- 注5) 明治期における近世城郭の軍隊による利用に関しては、森山英一氏が『明治維新・廃城一覧』(参考文献6)で、「廢藩置県」後の鎮台及び分營の設置の観点から分類している。
- 注6) 1975年に策定された『史跡福山城管理計画』(現、松前城)では、天守閣の再現の記録を「福山城の再現」のように記している。
- 注7) 「史跡若松城跡保存整備のあり方について」(1994、会津若松教育委員会) p15
- 注8) 「若松公園設計方針」(本多静六、1917) p2 「...歴史的記念物タルト遊園地タルトノニ要素ヲ共ニ活用スルノ大方針ヲ以テ本公園ノ設計...」
- 注9) 「御大典記念・和歌山公園改良計画案」(和歌山新報、大正4年)、『史跡和歌山城保存管理計画(資料編)』1993、pp23～34
- 注10) 長岡安平が計画した設計図や現状図などは現在、(財)東京都公園協会に保管されている。後述する城郭以外にも高知城の公園設計図や明石城の現状図などの図面を確認したが、その内容が概ね異ならないので本論には言及しない。他に、文献7)を参考した。
- 注11) 『兵庫県立明石公園明石城震災復旧の記録』兵庫県、2008.3
- 注12) 長岡安平の公園計画の特徴については文献7)に詳しく記している。しかし、公園としての計画であり、城郭はただの計画を行う場所に過ぎないようである。土塁や石垣、植樹などの公園計画は本多静六のことと概ね違はない。
- 注13) 調査対象とした近世城郭に対するアンケート調査の結果による。
- 注14) 城跡に設置されている動物園に関しては詳しい記録は残っていないが、ヒアリング調査によると、和歌山城には上野動物園に開園した後、まもなく造られたと言われるが、大正4年の計画案に言及がないことに推して考えると、その後に造られたのではないかと考えられる。小田原城の場合は、戦後の時代的な空気感により、人々を励ますために動物園を造ったとの話があると言われる。
- 注15) 『小田原城跡整備計画』1975 p4.
- 注16) 小田原城における近代の整備については、「小田原城における復元・整備事業の特徴と動向に関する研究」(筆者、日本建築学会学術講演梗概集、2007)に既に述べた。戦後の天守閣の再建に関して、増田泰良は「戦後の天守閣「再建」に込められた意味」(日本建築学会学術講演梗概集、2001)から1950,60年代の観光施設建設という形式で盛んに行われたと指摘している。
- 注17) アンケート調査では史跡整備事業が終わると答えたところは松代城の1ヶ所のみであった。

中核都市における中央公園の歴史的性質

Historical Character of "Central Parks" in Japanese Major Cities.

俵 浩 三*

Hiromi TAWARA

摘要：東京以外の道府県庁所在都市および人口30万以上の都市から、代表的な中央公園を抽出し、その都市の成因、公園の起源、立地、成立期、規模等を調べ、全国的な傾向、地方的特性、城跡公園の特性等について考察した。

その結果、北海道以外では、城跡公園の占める割合が高く、また中央公園は良きにつけ悪しきにつけ、封建時代の都市形成と深いかかわりをもつものが多いこと等が明らかとなった。

はじめに

北海道の公園は、都市公園も自然公園も、本州方面（本州、四国、九州、沖縄）とは異なった歴史的性質をもっているものが多いといわれる。しかし本州方面と一口にいっても、それは一律には論じられない地方性があると考えられる。

そこで本論では、都市公園のうちでも、その都市を代表する中央公園を、道府県庁所在都市および人口30万以上の都市から選定し、その種別、内容等を分析・比較し、北海道の公園の歴史的性質を鮮明にするとともに、本州方面の公園の地方的特性を明らかにし、あわせて城跡公園の特性等を考察してみた。

なお、ここでは地方の特性を比較することが主目的であるため、東京都内の公園は分析の対象としなかった。

1. 中央公園の選定

(1) 選定の方法

「中央公園」という公園種別は、都市公園行政では使用されていないが、主として総合公園、特殊公園等の中から、可能なかぎり、①都心部に近い、②大面積である、③歴史が古い、の3条件を満たし、その都市の象徴的公園（有料公開を含む）となっているものを中央公園として選定した。

ただし、その都市の社会的、自然的条件により、すべての都市に必ず中央公園に相当する公園が存在するとは限らないので、その場合は代表的な公園を選んだ。

対象とする都市は、東京都以外の、①道府県庁所在都市、②人口30万以上のすべての都市（昭和55年10月現在）

とした。1都市1公園を原則とするが、人口50万以上は2公園、人口100万以上は3公園とした。

なお資料としては、文未記載の参考文献および各種都市地図等を使用し、一部の公園については、建設省都市局公園緑地課・賀来宏和氏からご教示をいただいた。

(2) 中央公園調査の作成

選定された各中央公園について、都市名、都市起源、人口、中央公園名、公園種別、公園開設年、公園面積、公園起源、公園立地、D I D 1人当公園面積、城下町の場合の城跡現況、その他、からなる調査を作成した（調査書は省略）。

2. 中央公園の類型化

選定された中央公園を簡単に比較できるよう、次のような単純な類型化を行った。そのさい複合的性格を有するものは、より影響力の大きいと思われる要素を重視して単純化した。

(1) 都市の起源

- I 城下町
- II 宿場町、門前町、市場町、その他歴史的都市、
- III 港町
- IV 計画都市、新興都市、工鉱業都市、衛星都市等
近代になって急激に人口の増加した都市

なお、県庁所在都市については近世あるいは明治期の都市発生要因により区分し、それ以外の30万都市については、明治・大正期に市制施行したものは県庁所在都市と同様な区分、昭和期に市制施行したものは、北九州市をも含め、すべてIVに区分した。

(2) 公園の起源または立地

* 専修大学北海道短期大学

表-1 中央公園類型表

地方	都 市	中央公園	都市	公園	公園	公園	公園	公園	公園	公園	公園	公園	公園	公園	公園	公園	公園	公園
道府県庁所在都市(46都市96公園)									都市									
北 海 道	札幌	大通公園	N	D	a	ウ			岐阜	岐阜公園	I	C	a	了				
		中島公園	C	a	ア				静岡	駿府公園	I	A	d	イ				
		円山公園	C	a	ア				名古屋	鶴舞公園	I	D	a	了				
		青森合浦公園	III	C	a	イ				名城公園	A	c	ア					
		盛岡岩手公園	I	A	a	ウ				東山公園	D	c	ア					
		仙台西公園	I	A	a	イ												
		青葉山公園	A	d	ア													
		秋田千秋公園	I	A	a	イ												
		北山形質城公園	I	A	d	ア												
		福島信夫山公園	I	C	a	イ												
		水戸偕楽園公園	I	A	a	イ												
		宇都宮八幡山公園	I	C	c	ア												
		前橋公園	I	A	a	イ												
		浦和調公園	II	B	a	エ												
		千葉千葉公園	III	D	d	イ												
		茨城公園	A	c	エ													
		横浜山手公園	III	D	a	エ												
		横浜公園	D	a	ウ													
		山下公園	D	c	ウ													
		新潟白山公園	III	B	a	エ												
		富山城址公園	I	A	a	ウ												
		金沢兼六園	I	A	a	イ												
		福井足羽山公園	I	C	a	ア												
		甲府舞鶴城公園	I	A	a	ウ												
		長野城山公園	II	B	a	イ												
		岐阜良辰良辰公園	A	c	エ													
		和歌山和歌山公園	I	D	a	エ												
		鳥取久松公園	I	A	b	ア												
		松江城山公園	I	A	c	イ												
		岡山後楽園	I	A	a	イ												
		鳥城公園	A	d	エ													
		広島中央公園	I	A	d	ア												
		平和記念公園	D	d	イ													
		市川里見公園	IV	D	d	ウ												
		川崎富士見公園	II	D	d	イ												
		東山公園	I	A	a	エ												
		徳島公園	I	B	a	イ												
		人口30万以上の都市(26都市33公園)																
		大物公園																
		経路姫路公園	I	A	b	ア												
		西宮夙川公園	II	C	c	イ												
		中倉敷公園	IV	C	c	エ												
		向山公園	IV	C	c	エ												
		高槻城跡公園	IV	A	d	ア												
		吹田千里南公園	IV	D	d	ア												
		尼崎紀念公園	I	D	c	イ												
		大物公園		D	d	エ												

表一2 地方別内訳表
(内訳欄の上段は県庁所在都市、下段は人口30万以上の都市)

	都市起源				公園起源				公園成立期				公園規模								
	I	II	III	IV	計	A	B	C	D	計	a	b	c	d	計	ア	イ	ウ	エ	計	
北海道			1	2	3			3	2	5	5				5	2	1	1	1	5	
(内訳)			1	1	2			2	1	3	3				3	2	2	1	1	3	
東北	5		1	1	7	5		3		8	5				3	8	2	5	1	8	
(内訳)	5		1	1	6	5		2	1	7	5				2	7	2	4	1	7	
関東	3	2	3	7	15	3	4	2	11	20	6		3	11	20	2	6	5	7	20	
(内訳)	3	1	2	6	9	3	1	1	4	9	5		3	1	9	1	3	2	3	9	
中部	9	1	1		11	7	2	2	2	13	8		2	3	13	6	4	2	1	13	
(内訳)	7	1	1		9	5	2	2	2	11	8		2	1	11	5	3	2	1	11	
近畿	6	3	2	5	16	6	3	6	10	25	14	2	3	6	25	11	6	4	4	25	
(内訳)	4	2	1	7	9	4	3	2	4	13	11	1	3	1	13	6	1	4	2	13	
中国	6		1	7	7		1	1	9	3	1	2	3	9	2	3	1	3	9		
(内訳)	5		1	5	6		1	1	7	2	1	1	3	7	2	2	3	1	2	7	
四国	4			4	4				4	4					4	2	2		4		
(内訳)	4			4	4				4	4					4	2	2		4		
九州・沖縄	5		2	2	9	7	2	5	1	15	6	2	4	3	15	6	5	1	3	15	
(内訳)	5		2	1	8	6	2	3	1	12	6	2	3	1	12	5	3	1	3	12	
合計	38	6	10	18	72	39	11	22	27	99	51	5	14	29	99	33	32	15	19	99	
内訳	33	4	7	2	46	33	8	12	13	66	44	4	9	9	66	25	19	11	11	66	
	人口30万都市	5	2	3	16	26	6	3	10	14	33	7	1	5	20	33	8	13	14	8	33

- A 城跡型・城跡、旧藩主の庭園等の旧蹟
- B 社寺境内型・社寺境内または社寺隣接地
- C 自然立地型・丘陵、河辺、海辺等自然風致を主とする立地
- D 計画公園型・その他、都市計画、建物跡地、記念公園、居留外国人からの要請等

(3) 公園成立期

- a 明治期
- b 大正期
- c 昭和戦前期（昭和20年以前）
- d 昭和戦後期

(4) 公園規模

- ア 20 ha 以上
- イ 10~20 ha
- ウ 5~10 ha
- エ 5 ha 未満

以上により単純類型化されたものが表一1であり、またそれを地方別に集計したものが表一2である。

3. 考察

(1) 都市の起源

72都市のうち半数以上の38が城下町であり、とくに県庁所在都市では46都市中33都市（72%）が城下町である。

関東地方では城下町の割合が低いが、これは江戸時代の“関八州”には大名がおかなかったため、それが中核都市に発展しなかったことに起因する。また関東地方の30万都市の多くは昭和期に市制を施行したため、ここではIVに区分してあるが、近世には宿場町だったものが多い。

なお、72都市と(2)以下99公園の数が一致しないのは、人口50万以上の都市では複数の公園が選定されているためである。

(2) 公園の起源

(i) 城跡公園または藩主庭園等城跡関連公園の占める割合が高く、99公園中39公園（39%）とくに県庁所在都市では66公園中33公園（50%）である。城下町でありながら城跡が公園化されなかった都市は、福島、尼崎等わずかである。城跡公園があつても中央公園の地位を占めぬものは、福井、大津、大分等である。なお近世以前の城跡に公園が立地したものに岐阜、千葉がある。（ただし岐阜は自然立地のCに分類した）

(ii) 社寺境内等が中央公園となったものは、長野、京都円山、奈良等、比較的少く99公園中11公園（11%）である。

(iii) 自然立地、都市計画等による公園は、県庁所在都市（66公園中25公園・38%）よりも、30万都市33公園中

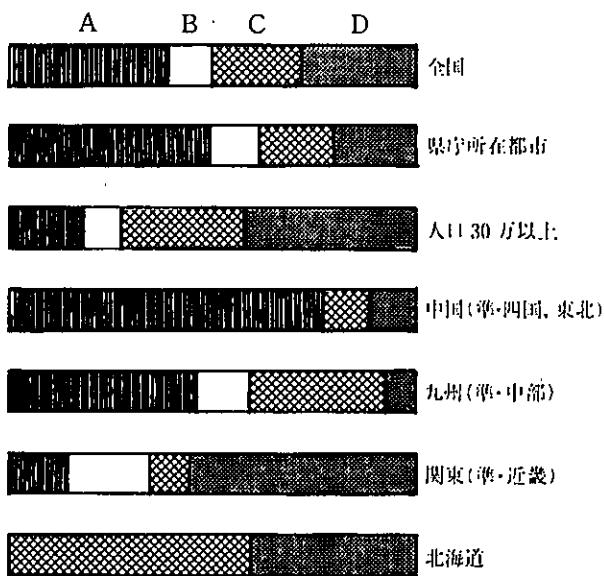


図-1 公園成因の地方別特性

24公園（73%）の方が多い。

(V) 港町の公園起源のうち居留外国人の影響を受けて明治初期に公園ができた特異なものとして (III-D-a型), 横浜, 神戸, 函館がある。

(VI) 枚方 (IV-D-a型) は、明治期に私鉄が民営遊園地を設置し、それが契機となって郊外都市が発達した特異なケースである。

(VII) 地方別特性は図-1のとおり、次のように区別できる。

- (1) 城跡公園優占型 (Aが全部または大部分) ……四国, 中国, 東北
- (2) 混在型 (A, B, C, Dが混在する)
 - ① A, Bの歴史的遺産が多い……九州 (含沖縄), 中部
 - ② C, Dの計画公園等が多い……関東, 近畿
 - ③ 計画公園等優占型 (A, Bを欠く) ……北海道
- (3) 公園の成立期
 - (i) 公園起源 (A, B, C, D) と公園成立期 (a, b, c, d) を組み合わせると表-3になる。この表から、明治 (99公園中50公園・51%), 昭和戦後 (99公園中31公園・31%) に成立した公園が多く、大正 (99公園中6公園・6%), 昭和戦前 (99公園中12公園・12%) の少いことが分る。

これを県庁所在都市と30万都市に区分すると、県庁所在都市では明治 (66公園中43公園・65%) が多い。これに対し30万都市では戦後 (33公園中20公園・61%) が多く、明治 (33公園中7公園・21%) がこれに次ぐ。

なおA・B-a型の多くは、いわゆる太政官公園と考えられる。

(ii) A-d型は城下町の軍都で、戦前は城跡が軍司令部等として利用され、戦後に公園となったものである。山形、仙台、静岡、広島、福岡、熊本、豊橋等がこれにあたる。またA-a・b・c型でも大阪、名古屋等、戦前は小面積で、戦後になって拡大されたものも多い。

(iii) D-d型の多くは、関東、近畿の30万都市で、戦後に人口が急増し、都市計画によって公園が造成されたものである。川口、松戸、市川、相模原、横須賀、東大阪、豊中、吹田、尼崎等がこれにあたる。

(iv) 公園起源と公園成立期との関係で、特徴的な地方をプロットしたのが図-2である。A-aに集中するのは四国、D-cに集中するのが北海道、d軸のB-c・dに集中するのが関東の30万都市である。

(4) 公園の規模

(i) 公園起源 (A, B, C, D) と公園規模 (ア, イ, ウ, エ) を組み合わせたのが図-3である。

城跡型 (A) と自然立地型 (C) は大面積の公園が多く、社寺境内型 (B) は小規模な公園が多い。計画公園型 (D) には公園規模について一定の傾向は認められない。

(ii) 関東では小規模な、エ、ウ、イの公園が多く、アは20公園中2公園である。関東の中央公園平均面積は9.68 ha で全国最小 (全国平均 25.2 ha, 四国 37.2 ha) である。またD I D 1人当公園面積も関東は 2.13 m² と

表-3 公園起源と公園成立期の関係

(内訳欄の上段は県庁所在都市、下段は人口30万都市)

成立期 起源	a	b	c	d	計
A (内訳)	18	4	4	13	39
	17	3	4	9	33
	1	1	0	4	6
B (内訳)	9	0	0	2	11
	8			0	8
C (内訳)	13	1	5	3	22
	10	1	1	0	12
	3	0	4	3	10
D (内訳)	10	1	3	13	27
	8	1	2	2	13
	2	0	1	11	14
計 (内訳)	50	6	12	31	99
	43	5	7	11	66
	7	1	5	20	33

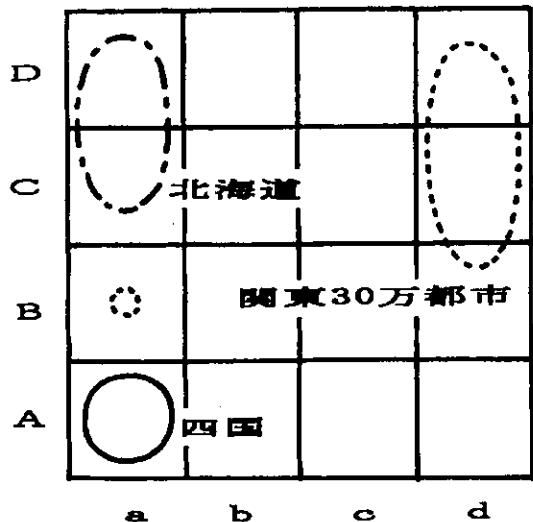


図-2 公園起源と公園成立期の地方別特性例

最小（全国平均 3.52 m², 北海道 4.80 m²）である。

この理由は、とくに関東30万都市では、人口の急激な伸長に対し、公園整備が追いつかなかったこともあるが、基本的には江戸時代の“関八州”には大きな城下町がなく、また30万都市の多くは、街道に沿う宿場町として発展し、後に大公園となり得るようなオープン・スペースを欠いていたことによると考えられる。

(5) 城跡公園の特性

北海道以外の県庁所在都市では城跡公園の占める割合が高いが、城跡公園は一般に次のような特性をもつ。

(i) 都心部にあり、県庁、市役所等の官公庁、学校（とくに旧制県立一中、旧制県立女学校等）、市民会館、博物館、図書館等の社会教育施設、中心商店街等が近くに存在するケースが多く、公園の利用性がきわめて高い。

(ii) 天守閣、櫓、城門、石垣、堀等の城の遺構（再建されたものを含む）および古木、大木、樹林等が公園としての景観に大きく寄与し、街のランドマークともなることが多い。

(iii) 一般に城の立地は高みにあり、街を俯瞰する展望地としても優れている。

(iv) 城跡の環境を生かすため、動的利用には適さないが（城跡公園が運動公園となっているのは山形の霞城公園のみ）、それだけに休養、散策等静的利用に適している。なお堀の一部は、都心部にあるために水質汚濁が進み、マイナスのイメージになる場合もある。

(v) 日本の城跡公園は都心の中央公園となるが、ヨーロッパの城塞都市では城壁跡が環状緑地を形成する核となる。同じ城跡でも、都市緑地形成に対する寄与の仕方は対照的である。

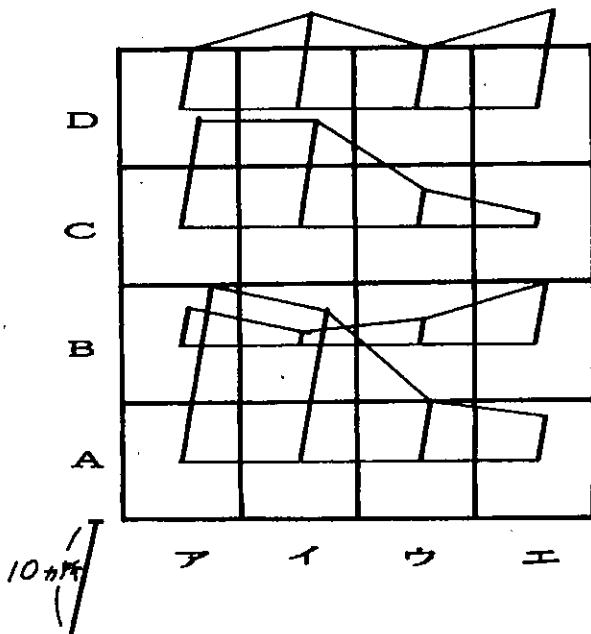


図-3 公園起源と公園規模の関係

なお北海道にも城跡公園があるが、松前城の場合は松前町が市制を施行するに至らず、五稜郭（函館、オランダ式築城）の場合は城下町を形成しなかった。

まとめ

(1) 我が國の中核都市の中央公園は、封建都市の遺産を公園化した城跡型が多く、とくに四国、中国、東北はその傾向が強い。城跡型は中央公園としてきわめて有利な条件をそえている。

(2) 九州、中部、関東、近畿では各種の公園起源型が混在するが、九州、中部では城跡型、社寺境内型の占める割合が高く、関東、近畿では計画公園型と自然立地型の占める割合が高い。

(3) 関東では城跡型の占める割合が低いが、それは関東には大大名がおかれなかたことに関係する。また関東の30万都市の多くは旧宿場町で、街道沿いの市街形態は公園となる“核”をもたず、そのことが現在の中央公園の整備水準に關係している。

(4) 北海道では、都市そのものが計画的に造成されたものが多く、公園も都市計画の初期（明治）の段階から整備されており、日本では特異な存在である。

(5) 以上のとおり、日本の中核都市の中央公園は、北海道を除き、良きにつけ悪しきにつけ、封建時代の都市形成と深いかかわりをもつものが多い、といえる。

(6) なお本論に關係して、今後の公園整備の方向を考えると、次のことがいえる。

(i) 城跡公園は中央公園としてきわめて有利な条件をもっているので、城跡内あるいは隣接地の公共建造物の移転等が将来実現される場合には、極力その跡地を、歴

史的風土の保全を兼ねた公園として拡張整備されることが望まれる。

(ii) 都心部に大規模な公園を新規に造成することは困難であるが、例えば計画公園等優占の北海道の公園も、明治の遺産であり新しいものはほとんどない現実である。都心部の再開発等に伴なう公園の、質的、量的ないしそういう充実が望まれる。

参考文献

1) 藤岡謙二郎：日本の都市——その特質と地域的問題

点：大明堂、1968

- 2) 日本公園百年史刊行会：日本公園百年史（總論各論編、附表編）：日本公園百年史刊行会、1978
- 3) 佐藤昌：日本公園緑地発達史（上、下巻）：都市計画研究所、1977
- 4) 造園研究会：造園ポケットブック：西ヶ原刊行会、1939
- 5) 内務省：地盤国有ニ関スル公園・概況調：（リプリント版）1933

Summary : 1. 99 central parks were selected out of those in 46 prefectural capital cities and 26 major cities with a population of over 300,000. (a) The beginnings of the cities, (b) the origin of the parks, (c) the dates of their establishment and (d) their size are respectively classified into four categories as in Table (1).

2. The results of the analysis of the data in Table (1) are as follows.

- (1) 39 out of 99 parks originate in historical castle sites. Especially, in Shikoku, Kyushu and Tohoku, most of the parks are classified as castle parks.
- (2) In Kanto, most of parks have not large size. It is mainly caused that most of the cities in that area used to be a post town and they did not have enough open space suitable for park development, because post towns came into being along old highways.
- (3) In Hokkaido, most of the cities were founded in modern times and, accordingly, their parks were laid out on modern city planning. Therefore, these cases in Hokkaido are considered very unique in Japanese major cities.
- (4) In short, most central parks of the major cities in Japan reflect old feudal city structure, excepting those in Hokkaido.

城跡の公園化と歴史的環境の整備

田 畑 貞 寿*
宮 城 俊 作*
内 田 和 伸**

Several Issues on the Development of Historic Parks in the Old Castle Sites

Sadatoshi TABATA
Shunsaku MIYAGI
Kazunobu UCHIDA

摘要: 本研究では、わが国の近世城郭跡の保存と活用を目的とした公園化による環境整備がどのようにすすめられているのかを明らかにし、史跡保存のため新たな史跡公園化の方途を探ることを目的とした。国内90ヶ所の城址公園を対象として行った調査により、多くの事例において史跡指定→指定地内の土地公有化→施設の移転→遺構の発掘調査→復元整備→史跡公園化といった事業のプロセスが確認された。

1. はじめに

わが国では1960年代の高度経済成長政策によって開発が急激に進む一方で、自然環境や歴史的環境の破壊が起った。平城宮跡をはじめとし、各地での歴史的環境の保存と再生は極めて重要な課題となっており、特に地域の個性を守り育てることと、歴史的な景観を保存していくこととのつながりが認識されている。日本の近代都市の多くは城下町を核として発展してきたが、その中心たる城郭跡では、遺構の保存を図るとともにこれを広く一般に公開し、歴史的環境に親しむことを目的とする公園が整備されてきた。これらの歴史公園では、城郭の形態、景観を生かした整備を図り、遺跡、遺構を保存しつつ市民の歴史的環境の学習や余暇活動の場として施設整備が行われ、地域の象徴的なランドマークとして整備されてきた。特に著しい変化が見られるのが近世の城郭跡であり、城址公園と呼ばれている都市の中央公園的性格をもつものが少なくない。本稿では、以上のような背景のもとに近世城郭に立地した城址公園をとりあげ、公園内部の空間変容の実態調査を行ない、都市の中心的な公園像あるいは城跡の保存と環境整備の観点から考察するものである。

2. 研究の内容と調査方法

(1) 城跡及び城址公園の変遷と環境整備

城下町の変化については、歴史地理学の分野で研究がなされ、矢守一彦¹⁾が小葉田亨の総括的研究を紹介し、そのなかで郭内の土地利用の変化を1934年の時点で調査した結果を分析している。これによると郭内に含まれる傾斜地部分の土地利用として公園や神社が当てられてい

るのは、市制施行都市および中小町村を問わず半数以上である。また、明治時代における枢要都市では、師団司令部、兵営、その他軍用地に当たられているものが多く、中小町村では官公庁や公立学校があり、この両者で大半を占めている。これは廃藩によって旧城地がすべて兵部省の管轄下に入ったためである。戦後、軍の施設跡地が官公庁施設、公園などに転化した。本研究では以上のことがらをふまえて、土地利用の変化のなかで公園として設置されたものについて調査を実施した。

城址公園自体については、大政官布達による公園のなかで、俵²⁾が地方中核都市における城址公園が中央公園として極めて有利な条件を持ち、城跡内あるいは隣接地の公共建設物の移転等が将来実施される場合には、極力その跡地を歴史的風土の保全を兼ねた公園として、拡張整備することが望ましいとしている。また、公園内部空間の変容についての研究は少なく、赤坂³⁾などによる戦災復興小公園の物理的な変化を追跡した内容のものはあるが、総括的に城址公園の内部空間の変遷を扱った研究は見られない。したがって空間の変容についてはこれらの研究方法を参考にして行なうこととした。遺跡の環境整備については、平城宮跡の整備が、田中、渡辺⁴⁾によって報告され、平城京跡の発掘調査を通して古代庭園の立地と意匠などについて田中⁵⁾が述べている。また近藤⁶⁾による歴史的文化財整備の修景計画が報告されている。しかしながら城郭の公園整備や城跡の環境整備についての報告は少なく、多くの城跡の個別的な現状調査の報告は見られるが、環境整備手法を中心に調査した内容の研究は少ない。

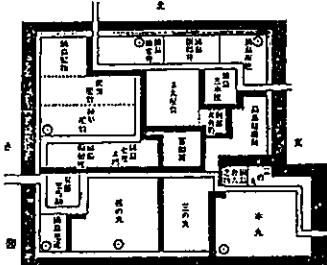
*千葉大学園芸学部造園学科

**株五洋建設

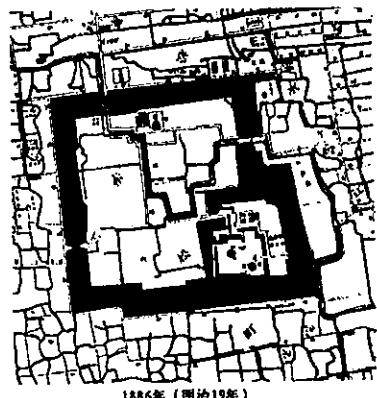
これらについては、①文化財保護法に基づく史跡の指定と史跡環境整備事業等の適用、②都市公園としての整備、③都市緑地保全法や近郊緑地保全法による緑地保全地域の指定、④古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、⑤各自治体による独自の施策による保全と

表-1 調査対象城址公園

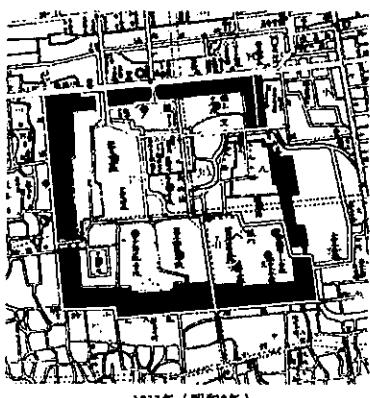
番	県	公園の名前	市	町	村	町名	件名	市	町	村	町名	件名
1	香川県	御殿公園	高松市	市	佐野町	国	65	三豊県	松山市	市	松山城	真
2		城山公園	三豊町	町	三戸町	国	67		高松市	市	高松城	真
3	愛媛県	琴平公園	四国	市	白川町	国	68	丸亀公園	丸亀市	市	丸亀城	真
4		高知公園	高知市	市	花園町	国	69	高知公園	高知市	市	高知城	真
5		高岡公園	高岡市	市	高岡城	国	70	越後守	大垣市	市	大垣城	真
6	富山県	青島山公園	高岡市	市	高岡城	国	71	高岡公園	高岡市	市	高岡城	真
7	岐阜県	千秋公園	岐阜市	市	久屋町	国	72	越賀城	岐阜市	市	岐阜城	真
8		柳ヶ原公園	岐阜市	市	柳ヶ原町	国	73	柳ヶ原公園	岐阜市	市	柳ヶ原城	真
9		本郷公園	本郷市	市	本郷町	国	74	大垣公園	大垣市	市	大垣城	真
10	山形県	南城公園	山形市	市	山形城	国	75	尾山城	山形市	市	尾山城	真
11		柳ヶ原公園	木村市	市	木村町	国	76	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
12		柳ヶ原公園	木村市	市	木村町	国	77	森良城	吉田町	市	吉田城	真
13	福島県	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	78	柳ヶ原城	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
14		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	79	鳥取城	鳥取市	市	鳥取城	真
15		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	80	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
16	茨城県	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	81	鍋山城	鍋山市	市	鍋山城	真
17		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	82	鍋山城	鍋山市	市	鍋山城	真
18	新潟県	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	83	庄内城	庄内市	市	庄内城	真
19		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	84	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
20		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	85	山口城	山口市	市	山口城	真
21	群馬県	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	86	丹波城	丹波市	市	丹波城	真
22		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	87	鍋山城	鍋山市	市	鍋山城	真
23	埼玉県	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	88	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
24		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	89	高麗城	高麗市	市	高麗城	真
25	千葉県	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	90	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
26		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	91	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
27	新潟県	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	92	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
28		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	93	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
29		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	94	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
30		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	95	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
31	石川県	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	96	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
32		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	97	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
33	山梨県	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	98	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
34	長崎県	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	99	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
35		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	100	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
36		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	101	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
37		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	102	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
38		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	103	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
39		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	104	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
40		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	105	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
41	静岡県	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	106	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
42		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	107	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
43		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	108	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
44		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	109	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真
45		柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原町	国	110	柳ヶ原公園	柳ヶ原市	市	柳ヶ原城	真



元文5年城内地割絵図（1740年）
出典：佐賀市史



1866年（明治19年）



1933年（昭和8年）



1988年（昭和63年）

●子城　■主郭施設　▲民間施設

図-1 佐賀城跡の空間変容

整備などがあげられるが、ここでは、①の文化財保護法に基づく史跡の指定と史跡環境整備事業や、②都市公園などの整備等による内容について考察を行なうこととした。

(2) 調査対象と調査方法

本研究では、調査対象を以下の条件により選定した。

①『日本公園百年史』⁷⁾によって、著名な公園として沿革が記されているもののうち城跡に立地したもの。②1615年（元和元年）の一国一城令以後存在した城跡（陣屋跡は含まない）であり城下町を形成したもの、③②の条件を満たすが『公園百年史』に洩れた著名な城址公園4つを加えた。これに一国一城令により廃城となったが城郭として幕末まで保全された高岡城跡の古城公園も加えた。以上のような条件によって選定された対象公園90ヶ所の概要を表-1に示す。

調査は、対象となった城址公園のある各自治体の文化財関係のセクションと公園緑地関係のセクションに、郵送による調査票への回答と資料提供を依頼する方法をとった。その内容は、城跡自体の概要、保存整備などがかかる図書類、城址公園に関する沿革、施設の変遷等にかかる図書類である。

(3) 城跡と城址公園の変遷と環境整備調査

江戸時代の軍学者は城郭を地形、防御区域、広狭、堅固、性質等により分類していたようである。郭の配置を中心とした城の平面構造のことを縄張りと呼ぶが^{8) 9)}、本研究ではこの縄張りや遺構に注目して調査を行なうこととした。普請（土木）は堀、土塁、石塁、武者走り、犬走り、虎口、馬出、天主台など、作事（建築）は、堀櫓、多門櫓、天守閣、門、橋などについて整理する。ただし、城跡の変遷については90ヶ所すべてについて行なうのは困難であるため佐賀城跡をケーススタディとして取り上げ、道路、堀、水面などの変化をトレースし比較考察している。また城址公園の変遷については城の絵図、遺構復元図、公園指定時と現在の公園平面図から動線と諸施設の変化を検討することにした。このうち公園の沿革、史跡指定の状況から4公園を抽出し、公園施設の導

入、廃止、移転について調査し、変遷の模式図を作成した。また、城跡の環境整備の実態については、自治体の関係セクションに調査票を郵送し、それに対する回答をお願いした。その結果ならびに関係報告書をもとに整理し、必要に応じて現地調査を行なっている。

3. 城跡と城址公園の変遷

(1) 城跡の変遷

廃城後の城跡の変遷について、立地的には平城である佐賀城跡をとりあげる。地割復元之図(1740年)、地形図(1886年)、1902年(明治35年)以降の1/10,000地形図、1/2500都市計画図をベースに道筋と城内の水面の変化などから城跡の変遷を検討する(図-1)。

城郭を特徴づけるのは、防備のために設けられた複雑な繩張りと虎口をはじめとする本丸への到達が容易にできない屈曲した導入路をもつ空間構造である。堀も導入路と重層的に配置され、本丸、二の丸、三の丸、西の丸などを配し、北西側は家臣の屋敷としていた。

1886年(明治19年)の街路網をみると、城下町に特有

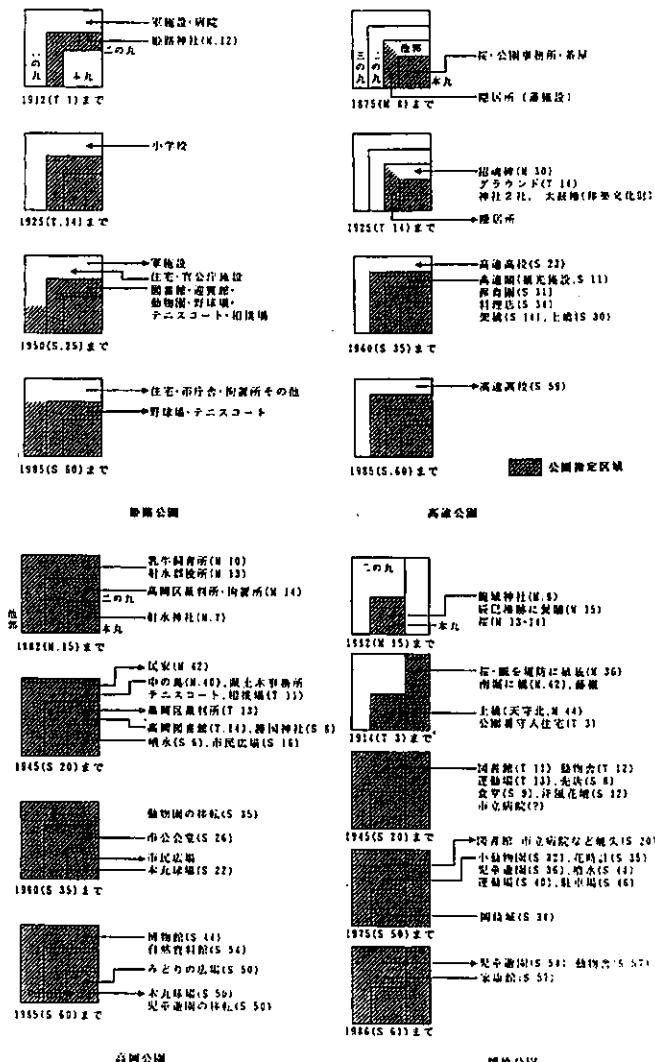


図-2 城址公園の空間構成の変容(模式図)

なT字路の屈曲が多くみられ、街路の直線部分は長くても280m程度になっている。場内における水面は複雑で、本丸、二の丸と他の郭を分ける堀、城内に北から入り城内中央で向きを東にかえる河川、その河川から枝のように延びる水路の3種類で構成されている。城内では道路と水面には大きな変化は見られない。しかし、1902年から1912年頃には、郭内の大部分が中学校、女学校、商業学校、師範学校などや公園、刑務所などの用地に変えられ、城内の道路はこれらの施設利用に供する道路としてつかえられ、空間構成は一変した。

現在は、佐賀県庁はじめ、国、県、市などの文化、厚生、教育施設が林立し、城内の土地はこれらの施設で細分化されており、城跡の遺構をトレースすることも難しくなっている。つまり、近代的な合理主義にのっとった都市計画道路の整備や、大規模都市施設の城内集中がもたらした例である。このように明治期から今日までに佐賀城跡のような変遷がみられる事例は数多いが、現在ではこれらの城内の諸施設を城外に移転し、城内の環境整備を行う必要性が主張され、新たな公園化が進められているところもある。

(2) 城址公園の変遷

城址公園の変遷は、①利便性向上のための動線の変化、②大規模な施設化による遺構の破壊、③市民の多様なニーズに呼応した各種公園施設の導入などの観点から考察することができる。ここでは国指定特別史跡となっている姫路城跡・姫路公園、国指定史跡高遠城跡・高速公園、富山県指定史跡・高岡城跡高岡古城公園、岡崎市指定史跡・岡崎公園の変遷から実態を捉えてみた。

①姫路公園：明治政府により1870年時点では城郭の位置が認められたが、本丸と姫山以外は軍関係の施設でしめられており、太平洋戦争が終るまで存続した。1925年時点では、軍備縮小のため兵舎の一部は学校用地に転用されている。1928年には史跡名勝天然記念物法により姫路城は史跡に指定され、その後1931年には建造物が国宝の指定を受けた。しかし本丸、姫山以外は終戦まで軍施設用地として存続し、終戦直後の混乱期に国、県、市の諸施設や学校、市営住宅などが建設され、佐賀城跡と同様な様相を示した。その後、公園施設がとり入れられ、1950年の文化財保護法制定により、1956年に特別史跡に指定されている。すでに城内の公園化区域65haから諸施設の移転を図っている。

②高速公園：高遠城跡は1872年に明治政府兵部省の管理下におかれ、建物は民間に払い

下がられたため荒廃する。翌1873年には大政官布達に基づき、1875年に本丸、笹郭、勘助郭、南郭を借受け、馬場跡から桜を移植し公園とした。この公園の変遷で注目すべきは、公園整備特に堀跡の運動場設置によって遺構が破壊されている点である。また石碑の建設、土橋の建設などによる遺構の変化をもたらしている。

このように1960年代に各種の施設が設置されたが、今日では公園関係施設以外は城外に移転している。

③高岡古城公園：1875年に公園設置の運動が展開され、翌1876年には公園として正式に指定され、その後積極的な公園整備が行なわれている。1939年に富山県史跡に指定され、1950年には風致地区の指定を受けた。1956年には都市公園法に基づき都市計画公園となり、1967年には高岡古城県定公園となっている。しかし、園内にある国施設の利用上から橋が架けられ、遺構の保存上から問題となっている。1945年以降、市民施設の増設が目につく。

④岡崎公園：1875年に県より許可をうけ、日本丸の区域が公園として永く保存されることになった。しかしその後、城郭の北側を迂回していた東海道が城内を通過したことによって、城郭の空間構成は大きく変貌する。1945年7月の空襲によって諸施設の大部分を焼失したが、戦災復興土地区画整理事業などにより総合公園として整備されてきた。したがって1945年まで多くの市民施設や公園施設が設置されたが、これらの施設が消失したために公園としての性格は純化されている。

以上、城跡や城址公園の具体的な事例についてその変遷を考察したが、これらを通じて言えることは、多くの

城跡も佐賀城跡のように、都市の中心部にあるために大規模な都市施設に占有されることになり、城郭の空間構成の特性が失われてしまったことである。そして象徴的空间としての城跡のイメージが消失してしまっている事例も多い。また城跡を公園化したいわゆる城址公園と呼ばれる公園の園内施設と遺構、遺構などとの関係を2、3の事例からみたが、公園施設や都市施設の立地による園路の付替、大規模公園施設の立地による遺構の破壊が生じており、城跡の保存と公園利用の調整が必要となっている。

4. 公園化による城跡の環境整備

前述のように城跡の保存はたいへん厳しい状況におかれていることがわかる。これらの保存事業や環境整備事業に関してその基礎となる諸条件を自治体ではどのように認識し、いかなる構想を持っているのかについて関係者に質問票に対する回答を求めた。これをもとに『日本公園百年史』、『日本公園緑地発達史』などを参考として考察を試みる。なお()内の数字は件数を示す。

(1) 城跡の保存整備

①公園の成立まで城跡をどこで管轄していたかをみると、当時の兵部省(17)、県有地又は市町村有地(18)、旧藩主地(11)、民間(9)、その他(8)などの順となっている。

②公園と城跡との関係では、城跡の中に公園があるものが(46)、公園の中に城跡がある(10)、城跡と公園が一部重なるまたは接近が(5)などで、城跡の中に公園が指定されたものが多い。

③城跡が史跡に指定されているもの(42)、指定されていないもの(21)となっており指定の内容は、国(22)、県(11)、市町(9)の順となっている。

④史跡に指定されたのち面積が変化していないもの(20)、拡大されたもの(10)となっている。

⑤城跡内の神社等々について現在あるもの(31)、あつたが現在はない(8)、ない(15)となっていて明治期につくられたものが多い。

⑥文化財保護条例は、ほとんどの市町で設置されており、史跡内の現状変更は、許可制(37)、届け出制(22)、その他承認制など(3)がとられている。

⑦埋蔵文化財の有無は有(51)、無(9)。これらの発掘調査を行なった(41)、行なわない(21)で、行なった目的は土木工事のため(31)、学術的なもの(11)、その他(5)となっている。

⑧教育委員会の文化財関係で史跡の整備として行なっていることでは、標柱の設置(41)、説明板設置(50)、発掘調査(31)、となっている。また、保存管理計画や史跡埋蔵整備計画の有無は、ある(37)、ない(20)、計画中(2)。その主な内容は、委員会の設置(12)、施設

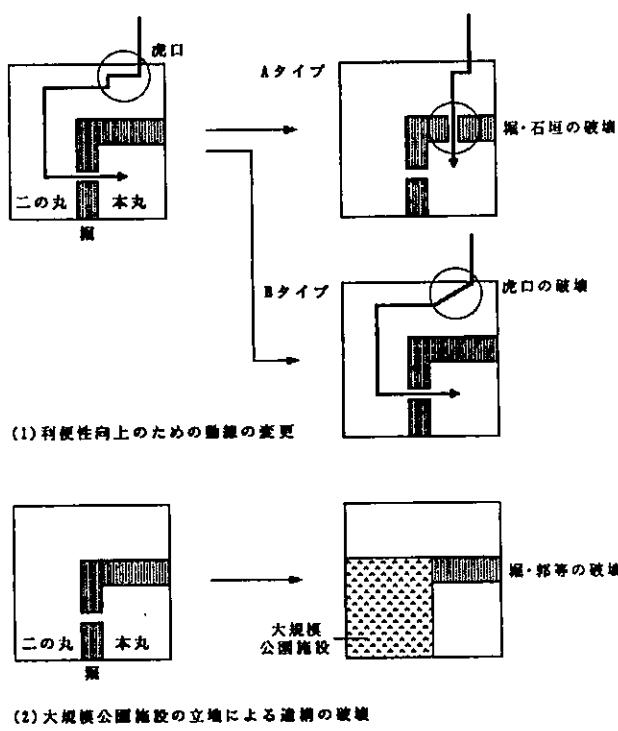


図-3 城跡公園における空間構成の変容と遺構の破壊

の城外移転(13), 遺構の発掘調査(21), 民有地の公有化(11), 史跡指定地の拡大(3), 景観整備(10), 史跡の公園化等による環境整備(18), その他(5), などとなっている。表-2は城跡の環境整備事項についてまとめたものである。これに見られるように指定史跡はもちろんのこと、指定されていない城跡でも何らかの施設整備に着手していることが伺える。特に施設の城跡外への

表-3 城趾公園の規模と種別

種別	近畿公園	地区公園	総合公園	風致公園	歴史公園	その他
~2ha	猪苗代(2) 宇治宮(1.8) 御所(1.5) 鳥島(2.1)					大洲(1) (離島)
~5ha	花鳥(3.2) 大洲(3.0)	米沢(4.2) 佐野(4.4) 大田原(4.1) 小松(4.1) 長野(5.3) 新潟(5.1) 大垣(3.1) 白井(5.3)	甲府(5.5)	唐津(3.7)	延岡(4.5)	
~10ha	鹿屋(3.4)	新潟田(5.7) 富山(6.6) 県名(7.8)	東阿(1.7) 深沼(10.2) 小田原(11.0) 独協(6.8) 山口(11.7)	高崎(7.0)	岡山(7.0) 高松(7.0) 高知(10)	淡山(8.5) 鳥取(8.5) (離島公園)
~20ha		道野(14)	秋田(16.2) 木村(14.7) 鶴見(12) 前橋(15.6) 若狭(17.9) 上田(18.1) 静岡(18.1) 藤松(10.7) 豊後(21.6) 上野(12.6) 福岡(18.9)	大野(11.4) 中村(10.8) 八代(21.1) 丸亀(20.5) 鹿児島(15.6)	那岐(19.8) 大和路山(17.2)	
~30ha			三戸(27.8) 高岡(22.8) 高山(22.5) 北九州市(20.1) 佐賀(24.6)	佐倉(20.7) 松江(21.5) 萩(21.1) 丸亀(20.5)		
~40ha			仙台(40.5) 山形(35.8) 福岡(35.8)			
40ha~			弘前(40.2) 上野(47.3) 姫路(40.5) 名古屋(38.3)		明石(54.8) (防城)	

表-2 城跡の環境整備事業

表-4 本丸跡の利用タイプ

地図	タイプ	該数	公園
A	広場型	0	越後 花都 逢野 山形
			福島 大田原 佐倉
			上越 鹽岡 高山 藤
B	庭園型	0	洛田 高遠 大津 口山 佐野
			人吉 白井 高麗 秋田
C	天守台+広場型	0	大野 松阪 潤岡 甲府
			長野 桂山
D	天守閣+広場型	1	弘前 佐本 梶松 名古屋 菊池 岩石 國路
			和歌山 松江 四山 宇和島 大洲 高知
			九龍 北九州 鹿児島 鳥取 鮎本
E	神社型	1	朝夷 新山 鹿名 大和郡山
			鹿島 大村 八代
F	神社+広場型	1	仙台 本花 高岡
			上市 亀山
G	単桟型	1	上越 鹽岡 高原
H	多様型	複数	木沢 鶴岡 小田原 須磨
			岡崎 上野 小松 大垣

注・技術は主要建築物の数

移転が行なわれつつある。

(2) 城址公園の整備

①公園設置時の用地取得の事業名では、都市計画事業（22）、太政官布達（11）、戦災復興事業（4）、各種記念事業（3）、その他（29）となっている。

②用地取得の方法では、無償使用契約(31)、買収(28)、無償取得(寄付等)(27)、有償使用契約(5)、供用
権別(2)、などがあげられている。

③公園区域について
は、城址公園の成立し
た当初の区域が城跡の
縄張りのどの部分にあっ
たかを、公園の成立時
期とは関係なく整理し
た場合、8種類に分類
することができる。

④城址公園の規模と公園種別については、表-3に整理されたように、10ha～40haまでの総合公園が多く、都市の中心的な位置におかかれている。

⑤公園内の施設で復元した天守閣は、ない(55)、ある(14)、その天守閣の構造では、鉄筋コンクリート造り(13)、木造(2)である。また設置の位置は天守閣の跡(12)、跡ではない(2)、内部の利用は、郷土資料館(7)、歴史博物館(6)、その他(2)、となっている。

⑥本丸の空間構造、
園内の本丸跡の有無では、ある(60)、ない(9)、本丸跡は、芝生広場、庭園的な整備、天主閣+広場型、神社の本殿、拝顔社務所、神社と広場、広場と他の施設、市町村施設が占有、などの利用タイプを整理することがで

きる。(表-4)

⑦公園整備事業基本構想計画などについて、ある(48)、策定中(6)、予定がある(8)、ない(9)などとなっていて、多くの自治体では基本構想計画などをもっていることが伺える。

以上、城跡の環境整備事業では、施設の移転や遺構の発掘調査の展示、修景、堀や石垣等の復元整備等が行なわれる場合が少なくない。ただしこれには、運動施設、図書館、動植物園といった施設の城外への移転が前提となっており、城址公園にふさわしい公園施設を含む市民施設の適正な配置が問われているようである。

5. 総括と問題点

城跡の環境整備事業の内容については、

①史跡の指定、②指定地内の土地の公有化、③史跡と関係のない施設の移転、④遺構の発掘調査、⑤復元整備、⑥史跡の公園化などの手順をとって具体的化している。こうしたなかで、城跡にかかわらず歴史公園としての環境整備では、その歴史的意味を理解し、また地域の景観生態系を把握する必要がある。

本稿では城址公園をとりあげ、明治期から今日まで約120年余にわたる変遷をトレースしてきた。城跡は官庁の諸施設用地などに利用され、車社会の到来に伴って城内は都市計画道路の貫通により、本丸、二の丸、三の丸、重臣の居住地区や堀などの遺構も含めて、確認できない程度まで改変された事例も多い。

また城跡の公園化による保存も100年前後の間になされたものもあるが、城跡内全体を公園化する方向で検討してきているものはきわめて少なく、今後歴史公園の性格を明らかにするとともにその計画実現手法の検討が必要である。

要とされる。わが国の文化財保存にかかる制度的、技術的な発展は奈良文化財研究所の開所以来めざましい成果をもたらしている。これらのエネルギーを国際的にも展開し、貴重な遺産の保存と活用のためのマスター・プランづくり、その実現方策を検討する時期にさしかかってきているものと思われる。その意味において、日本国内に散在する歴史的環境の代表例たる城跡の保存及び歴史的環境の整備は、重要なメルクマールとなるべきものである。

最後にこの調査研究を進めるにあたり、文化庁記念物課の安原啓示氏、奈良国立文化財研究所の牛川喜幸氏他多くの方々に協力頂いたことを付記し、謝意を表する次第である。

引用文献

- 1) 矢守一彦(1974) 都市図の歴史 日本編 講談社
- 2) 俵 浩三(1985) 中核都市における中央公園の歴史的性格 造園雑誌 第48巻5号, 264-269
- 3) 赤坂 信(1985) 戦災復興小公園の変容に見る改造とその過程 千葉大学園芸学部学部報告第35号 47-68
- 4) 田中・渡辺(1975) 平城宮跡発掘調査 奈良国立文化財研究所
- 5) 田中哲雄(1987) 古代庭園の立地と意匠について『造園の歴史と文化』養賢堂
- 6) 近藤公夫(1982) 歴史的景観と修景計画、造園雑誌 第46巻1号 19-22
- 7) 佐藤 昌(1976)『日本公園緑地発達史』(上巻), 都市計画研究所
- 8) 日本公園百年史発行会(1978)『日本公園百年史』(財)日本公園緑地協会

Summary : A number of old castle sites established during the medieval period and Edo Era have experienced drastic changes of their spatial composition both in and around the sites since the very beginning of Meiji Era. The inner spaces of the sites occupied chiefly by military and public structures in the early stage of the transformation accompanied by the destructions of historical remnants were converted to those with historical values after the archaeological investigation of the sites. The acquisition of the land by local government was followed by, in most cases, registering to the designated historical site, moving out of unrelated structures, and partial restoring of the remnant that led to the development of the historic park on the site.